

「タフ・見守るクルマの保険」専用端末の貸与およびサービスご利用規約

[用語のご説明]

この「タフ・見守るクルマの保険」専用端末の貸与およびサービスご利用規約において、使用される用語の説明はそれぞれ次のとおりとします。

用語	説明
サービス	第4条 [サービスの提供条件と内容] に定めるサービスで構成される自動車保険サービスをいいます。
専用端末	当社が保険契約者に貸与するテレマティクス端末をいい、付属物を含むものとします。なお、保険契約者と記名被保険者が異なる場合は、当社はそのテレマティクス端末および付属物を記名被保険者に送付します。
専用アプリ	この規約に従い当社が提供するサービスの利用に必要な専用アプリをいいます。
サービス利用者	専用端末および専用アプリを利用する者をいいます。
ご契約のお車	保険契約者の指定に基づき保険証券の「ご契約のお車」欄に登録番号、車両番号、標識番号、車台番号等が記載されている自動車をいいます。
指定連絡者	専用アプリによってサービス利用者に指定された連絡を受ける者をいいます。
安否確認デスク	当社が業務委託してサービスを提供する(株)安心ダイヤルをいいます。
オペレータ	安否確認デスクのスタッフをいいます。
緊急車両	救急車またはパトカーをいいます。
提携先企業等	当社の子会社、関連会社、当社と損害保険代理店委託契約を締結している代理店、当社の外部委託先および当社がこの規約に定めるサービスの提供において提携している企業をいいます。
サービス利用情報	サービス利用者が専用アプリに登録した情報（ユーザー名、氏名、メールアドレス、電話番号等）および専用端末の利用を通じて取得される情報（位置情報、加速度データ、ジャイロデータ、走行時間帯、専用アプリの起動状態についての情報等）をいいます。
機密情報	サービス利用者へ開示されるサービス上および技術上の情報、ノウハウまたはデータ等をいいます。ただし、次のいずれかに該当する情報は、機密情報には含みません。 ① 開示の時点で既に公知または公用となっている情報 ② 開示の時点で既にサービス利用者が保有している情報 ③ 正当な権限を有する第三者から、機密保持義務を負うことなくサービス利用者が入手した情報 ④ サービス利用者が独自に開発した情報 ⑤ 法令または監督官庁から開示を要求された情報

知的財産権	特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利または法律上保護される利益にかかる権利をいいます。
-------	------------------------------------------------------------------------

第1条 [規約の目的等]

- (1) この規約は、「事故発生の通知等に関する特約」がセットされた当社の自動車保険契約に対して日本国内で提供するサービスの事項および保険契約者に貸与する専用端末に関する事項を定めたものです。
- (2) サービス利用者は、この規約に同意のうえ、サービスの提供を受けることができます。
- (3) このサービスは、当社がこの規約に従い提供します。

第2条 [サービス提供対象契約]

当社は、この規約に同意したうえで「事故発生の通知等に関する特約」をセットした個人総合自動車保険契約をサービス提供対象契約とします。

第3条 [サービス提供対象自動車]

サービス提供対象自動車は、ご契約のお車であって、不正改造されておらず、アクセサリソケットが装備されている自動車とします。ただし、その他事由により専用端末を取付できない自動車は除きます。

第4条 [サービスの提供条件と内容]

- (1) このサービスの利用には専用端末をご契約のお車に設置することおよびスマートフォンにインストールされた専用アプリ上でサービス利用者の登録等の所定の手続を行うことが必要となります。なお、登録できるサービス利用者の数には上限があります。
- (2) この規約により提供するサービスの内容は次の①から③のとおりとします。

① 衝撃検知時の自動発信に関するサービス

専用端末があらかじめ設定された閾値(しきいち)を超える大きさの衝撃を検知した際に事故発生の事実、事故場所等の情報を当社へ自動的に発信し、その情報を当社が受信した後、当社から所定のサービス利用者へ電話連絡を行います。電話連絡によって、器物の損壊等が確認された場合やサービス利用者もしくは同乗者の負傷が確認された場合には、オペレータがサービス利用者自ら警察又は消防へ通報するよう助言します。サービス利用者が自ら警察又は消防へ通報することが困難と判断される場合には、オペレータが警察又は消防への通報を行い、緊急車両の出動を依頼します。ただし、サービス利用者は、本サービスの利用によって道路交通法及び消防法等の関連適用法規により義務づけられている措置・通報の法的義務が免除されるものではありません。

また、指定連絡者へ事故発生事実等の連絡を行います。

② 安全運転診断に関するサービス

専用端末の利用を通じて取得される位置情報、加速度データ、ジャイロデータ、走行時間帯、専用アプリの起動状態についての情報等に基づく安全運転診断レポート等をサービス利用者および指定連絡者へ提供します。

③ 事故防止支援に関するサービス

当社または提携先企業等が保有するデータおよび各種センサーを活用し危険挙動や危険地点を検知し、専用端末や専用アプリからサービス利用者へ警告音や音声によりアラート発信等を行います。

また、一部の検知結果を指定連絡者へ連絡します。

- (3) このサービスは、第3条 [サービス提供対象自動車] に定める対象車両が日本国内で使用される場合に限り利用することができます。

第5条 [サービスを利用できない場合]

- (1) 第4条[サービスの提供条件と内容]にかかわらず当社は専用端末および専用アプリの機能につきその性能を保証するものではなく、ご契約のお車の状況や事故の状況、天候、通信環境等により、また当社が動作保証していないスマートフォンを利用した場合や専用端末の設置または専用アプリの設定が適切に実施されていない場合等には、その機能の全部または一部が発揮されない場合があります。

- (2) 本条(1)に定める場合のほか、次の①から⑧のいずれかに該当する場合には、サービス利用者はサービスの全部または一部を利用できない場合があります。

- ① サービスを提供するために当社または提携先企業等が管理するシステムの保守、工事または障害修理等を実施するとき。
- ② サービスを提供するために当社または提携先企業等が管理するシステムが火災、停電、損壊または故障等により正常に動作しなくなったとき。
- ③ 安否確認デスクへの通報が一時に集中した場合やサービス利用者の通話音声著しく不良な状況等により安否確認デスクと正常な通話ができないとき。
- ④ サービス利用者が所有するスマートフォンが交通事故等による強い衝撃や振動、又は異常な高温や低温、高湿度等に起因して、損傷・故障、電源の遮断・電池切れ等が発生し、正常に作動しなかった場合
- ⑤ 専用端末およびサービス利用者が所有するスマートフォンに、重大なセキュリティ上の危険が発見または予見されたとき。
- ⑥ 専用端末およびサービス利用者が所有するスマートフォンが、インターネットに接続されている第三者に向けた不正アクセスの発信元となったときまたは発信元となる可能性があるとき。
- ⑦ 天災または戦争等に起因して当社が制御できない障害が発生したとき。
- ⑧ 上記①から⑦までのほか、当社が専用端末または専用アプリの機能を停止した方が望ましいと判断したとき

第6条 [保険契約者または記名被保険者の義務]

- (1) 保険契約者または記名被保険者は、専用端末の取扱いにおいて、次の①から⑦に定める事項を遵守するものとします。

- ① 専用端末を善良な管理者の注意義務をもって保管、管理および使用すること。
- ② 専用端末を受領した日以降速やかに、ご契約のお車に専用端末を設置し初期動作確認を行うこと。

- ③ 取扱説明書の注意事項および関連法令等を遵守し、適切な方法で専用端末を自動車に設置すること。
 - ④ 専用端末を保険契約者または記名被保険者以外の第三者が所有、使用または管理する自動車に設置する場合は、保険契約者または記名被保険者の責任においてその第三者から専用端末を設置することについて承諾を取得し、その他一切の手続を行うこと。
 - ⑤ 専用端末の破損、故障等の事態が発生した場合は、ただちに当社に申し出ること。
 - ⑥ 専用端末を紛失した場合は、ただちに当社に申し出ること。
 - ⑦ 専用端末が盗難にあった場合は、ただちに警察へ届出を行い、当社に申し出ること。
- (2) 保険契約者または記名被保険者が本条(1)の義務に違反し損害が生じた場合は、当社および提携先企業等は一切その責めを負わないものとします

第7条[サービス利用者の義務]

- (1) サービス利用者はこのサービスを利用するにあたり、次の①から⑤の事項を遵守するものとします。
- ① このサービスで利用するIDおよびパスワードの使用および管理について責任を負うこと。
 - ② サービス利用情報の保存、管理、バックアップ等について責任を負うこと。
 - ③ 第4条[サービスの提供条件と内容](2)に定めるサービスにおいて指定連絡者に対し、指定連絡先として事前に登録する旨を通知し、了承を得ること。
 - ④ このサービス利用に必要なソフトウェアまたはハードウェアについてこのサービスに関する機密情報、個人情報等を保護し、不正アクセスを防止するために必要かつ適切な情報セキュリティ策を講じること。
 - ⑤ このサービス利用に必要なソフトウェアまたはハードウェアについてコンピュータウイルス等の有害なソフトウェア類の感染防止に努め、ウイルス駆除ソフト等を自ら購入および活用すること。
- (2) サービス利用者は、このサービスを利用する場合は、次の①から⑱の行為を行ってはなりません。
- ① サービス提供期間中であるかを問わず、このサービスを通じて知り得た機密情報、個人情報またはサービス利用情報を第三者に開示する行為
 - ② 他のサービス利用者の個人情報を収集または蓄積する行為
 - ③ 虚偽の人物を名乗り、サービスを利用する行為
 - ④ サービスの利用登録に必要となる情報またはその他の個人情報について虚偽の登録をする行為
 - ⑤ サービスの全部または一部を複製または複写する行為
 - ⑥ 金銭その他の商業的利益を求め目的でサービスを利用する行為
 - ⑦ 詐欺的行為その他の犯罪行為
 - ⑧ 詐欺的行為その他の犯罪行為に加担、またはこれに結びつく行為
 - ⑨ 公序良俗に反する行為
 - ⑩ 当社または第三者の知的財産権、肖像権、名誉、プライバシー権、その他の権利または利益を侵害する行為
 - ⑪ 有害なコンピュータプログラム等をアップロード、送信または書き込む行為
 - ⑱ プログラムの改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルをする行為

- ⑬ サービスの運営を妨げ、当社の信頼を損なう行為
 - ⑭ サービスを利用する権利を第三者に譲渡、販売、移転または担保に供する行為
 - ⑮ 再使用許諾、貸与その他方法の如何を問わず第三者に利用させる行為
 - ⑯ 他のサービス利用者、ネットワークサービスまたはネットワーク機器を妨害または阻害する行為
 - ⑰ 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
 - ⑱ 上記①から⑰までのほか、このサービスの利用目的に照らして当社が不適切と判断する行為
- (3) サービス利用者が本条(2)に定める禁止行為に違反したことにより、当社、提携先企業等または第三者に損害が生じた場合は、サービス利用者はこれを賠償するものとします。

第8条 [サービス利用者の費用負担]

このサービスの利用料は無料です。ただし、サービス利用にあたって発生するスマートフォンの購入費用および通話料金、位置情報等の発信にかかる通信料金、インターネット利用に係る費用等はサービス利用者の負担となります。

第9条 [サービスの提供期間等]

- (1) サービスの提供期間は、対象自動車の自動車保険契約に「事故発生の通知等に関する特約」がセットされている期間とし、自動車保険契約もしくは保険契約にセットされた「事故発生の通知等に関する特約」が解約、解除もしくは削除された場合または保険契約が無効もしくは失効となった場合はサービスの提供を行いません。
- (2) 第10条[専用端末の交換・返却]に定める手続に際し、サービスを利用できない期間が発生する場合があります。
- (3) 記名被保険者は、当社が指定する方法および場所にて専用端末を受け取るものとします。
- (4) 天災、戦争、輸送中の事故もしくは輸送の遅延等当社の責めに帰さない事由により専用端末を受け渡すことができなかった場合または受け渡しが遅延した場合でも、当社はその責任を負わないものとします。

第10条 [専用端末の交換・返却]

- (1) 当社は、保険契約者から第6条[保険契約者または記名被保険者の義務](1)⑤に定める申し出を受け場合は、記名被保険者に返却用ボックスを送付し、正常に動作しない専用端末が当社に返却されたことをもって代替となる専用端末を記名被保険者へ送付します。記名被保険者は、当社より返却用ボックスを送付した日の翌日から起算して30日以内に、正常に動作しない専用端末を当社指定の方法によって当社に返却するものとします。
- (2) 当社は、保険契約者から第6条[保険契約者または記名被保険者の義務](1)⑥または⑦に定める申し出を受けた場合は、専用端末の紛失または盗難についての発生状況等を確認した後、代替となる専用端末を記名被保険者へ送付します。
- (3) 記名被保険者は、次の①から③のいずれかに該当する場合は、当社より返却用ボックスを送付した日

の翌日から起算して30日以内に、専用端末の全部または一部を当社指定の方法によって当社に返却するものとします。

- ① 対象自動車の自動車保険契約もしくは保険契約にセットされた「事故発生の通知等に関する特約」解約、解除もしくは削除された場合または保険契約が無効もしくは失効となった場合
- ② 保険契約者、記名被保険者またはサービス利用者が第6条[保険契約者または記名被保険者の義務]または第7条[サービス利用者の義務]に定める義務の履行を怠る場合、または怠るおそれがあることが明らかである場合
- ③ サービス利用者が、専用端末の利用に関し、当社もしくは第三者に損害を与える行為、または損害を与えるおそれがある行為をした場合

第11条 [利用可能な専用端末を貸与できなかった場合の対応]

当社の責めに帰すべき事由により利用可能な専用端末を貸与することができなかった場合、当社は、保険契約者からの申し出に基づき、その期間に支払われた「事故発生の通知等に関する特約」の保険料相当額を保険契約者に返還することとします。

第12条 [この規約の追加・変更等]

この規約は、当社が必要と判断する場合、保険契約者等に事前に告知することなく、任意に追加・変更できるものとします。また、追加・変更された本利用規約の効力は、追加・変更後のこの利用規約が本アプリまたは当社が指定する専用サイト上に掲載された時より生ずるものとします。サービス利用者がサービスを利用した場合には、当該追加・変更の内容に同意したものとみなされます。サービス等をご利用の際には、随時、最新のこの規約をご参照ください。

第13条 [個人情報の取扱い等]

(1) 当社は、サービスを通じて取得する個人情報を、次の①から⑨のいずれかの目的で使用します。

- ① サービスの提供またはサービスに関する照会もしくは相談への対応
- ② メールまたは郵送等での情報提供
- ③ サービスの改良または新機能の追加
- ④ 新規サービスまたは新商品の開発および開発のための分析
- ⑤ 事故時の対応または事故防止活動
- ⑥ 保険引受またはサービスの提供
- ⑦ アンケートの実施
- ⑧ 第4条 [サービスの提供条件と内容] (2)に定める指定連絡者への連絡および提供
- ⑨ 上記①から⑧までの利用目的に準ずるまたはこれらに密接に関連する目的

(2) 当社は本条(1)の目的のため、サービスを通じて取得する個人情報を、当社および提携先企業等の間で、共同で利用できるものとします。

(3) 当社は、サービスを通じて取得する個人情報を、警察や裁判所等からの要請に応じて開示または提供

することがあります。

- (4) サービス利用者がこのサービスを利用するにあたり、サービス利用者を特定しなければならない場合や当社に問い合わせをした際に連絡先の確認が必要となった場合などには、当社が氏名、生年月日、住所、電話番号などの個人情報をお尋ねすることがあります。個人情報の取扱いに関する詳細は当社のプライバシーポリシー（あいおいニッセイ同和損保ホームページ <http://www.aioinissaydowa.co.jp/corporate/policy/privacy.html>）をご覧ください。

第14条 [サービス利用情報の取得・利用]

- (1) 当社は、サービス利用情報を取得し、その利用については、第13条[個人情報の取扱い等]の規定のほか、次の(2)から(5)までのとおりとします。
- (2) 当社は、サービスの提供期間終了後もサービス利用情報を利用できるものとします。また、その情報に著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条(翻訳権、翻案権等)および第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に定める権利を含む。）や所有権が認められる場合には、すべて当社に帰属するものとし、サービス利用者は当社およびいかなる第三者に対しても、著作権者人格権を行使しないものとします。
- (3) 当社および提携先企業等はサービス利用情報を次の①から④の目的で使用します。
- ① 第4条[サービスの提供条件と内容](2)に規定するサービスの内容の履行
 - ② サービスの改良または新機能の追加
 - ③ 新規サービスまたは新商品の開発および開発のための分析
 - ④ 上記①から③までの利用目的に準ずるまたはこれらに関連する目的
- (4) 当社は、本条(3)に定める目的のために、サービス利用情報を、当社と提携先企業等との間で、共同で利用できるものとします。
- (5) 当社は、サービス利用情報を、警察や裁判所等の公的機関からの要請に応じて、開示または提供することがあります。

第15条 [権利帰属]

このサービスに関する知的財産権は、すべて当社または適法な権利者に帰属しているものであり、サービス利用者が利用するにあたり、サービス利用者に対して、当社または適法な権利者の有するこのサービスに含まれる知的財産権の利用を許可するものではありません。

第16条 [免責事項]

当社および提携先企業等は、サービスの利用に関して、次の①から⑯に掲げる各事項の損害等につきまして一切責任を負いません。

- ① スマートフォンと専用端末との連携不良による損害
- ② 専用端末取付時に生じた専用端末の損傷、故障または配線等の切断等により専用端末が正常に動作しなかったことによる損害

- ③ 専用端末取付時に生じたご契約のお車の損害
- ④ 専用端末取外し時に生じたご契約のお車の損害
- ⑤ 専用端末が適切に設置されておらず専用端末が外れた等の事由による損害
- ⑥ 保険契約者、記名保険者またはサービス利用者が第6条[保険契約者または記名被保険者の義務]または第7条[サービス利用者の義務]に定める義務に違反したことによる損害
- ⑦ 第5条[サービスを利用できない場合]に掲げる事由が生じたこと、および第12条[この利用規約の追加・変更等]に基づく内容変更または廃止による損害
- ⑧ このサービスを通じて得られる情報の完全性、正確性、確実性あるいは有用性等によってサービス利用者に及んだ損害
- ⑨ インターネット利用回線やコンピュータ等サービス利用者が使用する機器、ソフトウェアまたはハードウェアの動作障害によるサービスにかかるシステムの中断、遅滞、中止、データの消失、データへの不正アクセス等、その他サービス利用に関して生じた損害
- ⑩ このサービス利用中の書込み等、他のサービス利用者や第三者による発言その他の迷惑行為による損害
- ⑪ サービス利用者のIDまたはパスワードの不正使用による損害
- ⑫ ダイヤルアップ接続や不正アクセスまたはサービスの利用の際に発生した電話会社または各種通信業者より請求される接続に関する費用等の損害
- ⑬ このサービスの利用においてサーバ停止等の障害を発生させたことによるクレーム、紛争、損害賠償の請求等が起こった場合の損害
- ⑭ 第三者のデータセンターへのアクセスまたは専用端末の不正利用による損害
- ⑮ サービス利用者が使用する自動車または機器の不具合等による損害
- ⑯ サービス利用者による専用端末の初期動作確認が未了の場合による損害
- ⑰ 上記①から⑯までのほか、当社および提携先企業等の故意または重大な過失によらない事由による損害

第17条 [訴訟の提起および準拠法]

- (1) この規約に関する訴訟については、当社の本店所在地の管轄裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とします。
- (2) この規約に規定のない事項については、日本国の法令によります。